

令和3年度 子育て世帯への臨時特別給付金の申請はお済ですか？

国では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する取組として、児童1人あたり10万円の子育て世帯への臨時特別給付金を支給しています。

1. 支給対象児童

平成15年4月2日から令和4年3月31日までに生まれた18歳以下の児童

2. 支給対象者 次の①～④のいずれかに当てはまるかた

- ①美里町から令和3年9月分の児童手当を受給している児童手当受給者
- ②令和3年9月30日時点で高校生など（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）を養育している児童手当受給対象相当者
- ③令和3年9月1日から令和4年3月31日までの間に新たに生まれた児童分の児童手当受給者
- ④所属庁から令和3年9月分の児童手当を受給している美里町在住の公務員のかた

※①のかた、②のかたのうち児童手当受給対象児童と高校生などが同じ世帯は、12月27日に支給済みです。
※所得制限があります。

〈参考〉児童手当の所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入額の目安
0人	6,220,000円	8,333,000円
1人	6,600,000円	8,756,000円
2人	6,980,000円	9,178,000円
3人	7,360,000円	9,600,000円
4人	7,740,000円	10,020,000円
5人	8,120,000円	10,400,000円

「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。

3. 支給額 対象児童1人につき10万円

4. 申請手続

【支給対象者②～④に該当し、まだ申請をされていないかたへ】

申請が必要です。申請書類は、1月上旬に発送しています。
必要事項を記入し、郵送または持参にて提出してください。

※支給対象者が、令和3年9月30日時点で美里町以外にお住まいの場合、お住まいだった市町村に申請をしていただく必要がありますので、ご注意ください。

5. 申請期限 3月31日まで ※郵送必着

申請・問合せ＝福祉課 こども福祉係 ☎76-5132

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、令和3年度の住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金を給付します。
※DVなどの理由により避難されているかたは、福祉課 社会福祉係までご連絡ください。

対 象 ※①・②の両方に該当しても、1世帯いずれか1回限りの給付となります。

【①住民税非課税世帯】

- ◎令和3年12月10日時点で美里町に住民登録があり、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税の世帯
- ※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は対象外です。

対象となる世帯には、町から口座情報や受給を確認するための「確認書」を2月中旬に発送しました。
内容に変更などがないかご確認ください、同封の返信用封筒で、5月13日(金)までに返送してください。
原則、振込先は、世帯主の口座となります。

【②家計急変世帯】

- ◎新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和3年1月以降の家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯
- ※同一の世帯に属する者、全員の1年間の収入見込額で判定します。

申請時点で住民登録のある市町村への申請が必要となります。町では、3月1日(火)から申請を受け付けます。
申請書は、福祉課窓口、社会福祉協議会窓口で配布します。町のホームページからもダウンロードできます。



ホームページ
QRコード

〈参考〉住民税非課税相当の収入・所得額の目安（給与収入のみの場合）

扶養親族等の数	収入額の目安	所得額の目安
0人	930,000円	380,000円
1人	1,378,000円	828,000円
2人	1,680,000円	1,108,000円
3人	2,097,000円	1,388,000円
4人	2,497,000円	1,668,000円
障害者・未成年者・寡婦・ひとり親	2,043,999円	1,350,000円

- ◎「収入・所得額の目安」は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。
- ◎「事業・不動産・年金収入」などがある場合は、目安が異なります。

【注意】住民税均等割が非課税の世帯であっても、課税されている世帯から扶養を受けている場合は、対象外となります。



【制度についての問合せ】 内閣府コールセンター ☎0120-526-145
受付時間：午前9時～午後8時（土日・祝日を含む）

① 臨時特別給付金を装った詐欺などにご注意ください。

申請・問合せ＝福祉課 社会福祉係 ☎76-5132